

証券コード 1757
(発送日) 2025年8月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年8月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
株 式 会 社 創 建 エ ー ス
代表取締役会長兼社長 西 山 由 之

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.souken-a.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」 「第61回定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1757/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「創建エース」又は「コード」に当社証券コード「1757」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月28日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月29日（金曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日は、前回の定時株主総会の日の日当日と著しく離れた日となりました。その理由は後掲の過年度の誤謬の訂正を行う必要が生じ、決算業務並びに監査手続きに大幅な遅れが生じたためであります。）
2. 場 所 東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館 孔雀の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。

【連結計算書類】

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

【計算書類】

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

【監査報告】

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

### 過年度の誤謬の訂正に関するご報告

2025年3月19日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」及び2025年5月2日付「2025年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてご報告いたしましたとおり、証券取引等監視委員会開示検査課より当社の連結子会社(クリア建設株式会社・巧栄ビルド株式会社)において、特定取引先との取引において取引の実在性及び取引先に対する債権の資産性について疑義（以下「本件疑義」という）がある旨の指摘を受け、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりました。その結果、本件疑義について外部専門家による調査を行うよう要請があり、2025年3月19日に特別調査委員会を設置しました。

2025年6月30日、特別調査委員会による調査報告書を受領した結果、クリア建設株式会社並びに巧栄ビルド株式会社において、特定取引先との間で不適切な会計処理が行われたことが判明しました。

対象となる期間は、2021年9月から2023年6月までの間で、当社子会社と特定取引先との間で建築工事関連業務を請け負う取引を行っておりましたが、当社子会社の工事関与が不明、工事案件自体がない、工事は施工したが特定取引先への発注はしていない又はその発注金額が異なる等の経済実態を反映しない売上高の計上があることが判明しました。

当社は、上記の不適切な会計処理の訂正をすべく、子会社の過年度の売上高、売上原価、貸倒引当金繰入額等の取消等の過去の誤謬の訂正を行いました。

その結果、連結計算書類において過年度の誤謬の訂正に伴う、連結会計年度の期首における利益剰余金に対する影響額は、101,677千円の増加となります。また、計算書類において、過年度の誤謬

の訂正に伴う、事業年度の期首における利益剰余金に対する影響額は、31,882千円の増加となります。

例年通り2025年6月末に予定しておりました第61回定時株主総会につきましては、2025年6月12日付「第61回定時株主総会の延期に関するお知らせ」にてご報告させていただきましたとおり、当該事業年度の決算確定並びに監査報告書の受領ができないことから、第61回定時株主総会の開催を延期することとなりました。

株主・投資家の皆さまをはじめ、関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件事案を真摯に受け止め、今後二度とこのような事案を起こすことのないよう、全社一丸となって再発防止に努めるとともに、一層精進してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年8月29日（金曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月28日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年8月28日（木曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

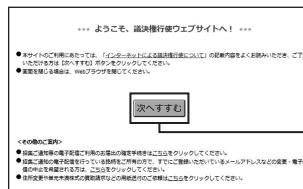
# インターネットによる議決権行使のご案内

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

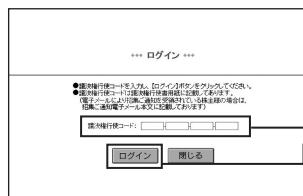
<https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス  
してください。



「次へすすむ」を  
クリック

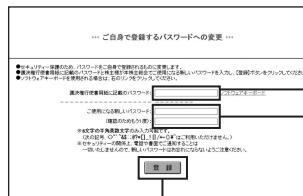
- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力  
ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンの操作方法などがご不明な場合は、  
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇による影響が一部に残り個人消費に足踏みが残るものの、雇用・所得環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、関税をめぐるアメリカの政策動向及び不安定な為替の動向、金融資本市場の不安定化などにより、先行きに対する不透明感が高まっております。当社の中心事業である建設業界におきましては公共投資の底堅い推移や、民間設備投資の持ち直しの動きにより、建設投資全体としては堅調に推移しておりますが、建築資材の価格高騰による建設コストの上昇、人員不足や働き方改革を背景とした工期の長期化等に伴う人件費の増加、それらによる建築工事費の高騰等により厳しい事業環境が続いております。

こうした情勢下において、建設事業につきましては、積極的な営業により受注自体は増加したものの、部資材の高騰や人員不足が影響し、工事の進捗が想定より遅れ厳しい状況となりましたが、ハウスプロデュース事業におきましては、大手のビルダーや建材店への販売が増加し売上増に寄与しました。また、当連結会計年度に子会社化しました(株)メディカルサポートも順調に推移しました。

その結果、売上高は1,785,757千円と前連結会計年度と比べ823,069千円の増加(85.5%増)、営業損失は555,889千円(前連結会計年度と比べ16,637千円の営業損失の減少)、経常損失は570,708千円(前連結会計年度と比べ24,513千円の経常損失の減少)、親会社株主に帰属する当期純損失は897,176千円(前連結会計年度と比べ306,345千円の親会社株主に帰属する当期純損失の増加)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### I 建設事業

当セグメントにおきましては、売上高は1,323,234千円(前連結会計年度比95.9%増)、営業損失は120,345千円(前連結会計年度は営業損失125,168千円)となりました。

売上高については新規顧客の受注獲得に注力したことにより増加しましたが、一方、利益面につきましては建設部資材の高騰や人員不足等が影響し、工事の進捗状況が想定より大幅に遅れたため、出来高に伴う売上が伸びなかったため粗利益が確保できず、また拠点の拡充やそれに伴う人件費等の販管費が増加しました。

## Ⅱ ハウスプロデュース事業

当セグメントの売上高は228,666千円（前連結会計年度比65.3%増）となり、営業利益は19,316千円（前連結会計年度比69.2%減）となりました。

売上高については、当該事業が前連結会計年度途中での事業譲受であったことと、新規開拓を進め大手ビルダーや建材店からの受注が増え、売上増につながったものであります。また、利益面につきましては、人員の増員など積極的な営業活動を推進したことにより販売経費が増加したこと等の影響によるものであります。

## Ⅲ メディカル事業

当セグメントの売上高は133,188千円、営業利益は6,823千円となりました。当該事業は当連結会計年度において子会社化した㈱メディカルサポートの事業によるものであり、現在銀座本院と渋谷院の美容クリニック事業の支援を行っており、計画通りに推移しております。

## Ⅳ その他の事業

その他の事業におきましては、売上高100,668千円（前連結会計年度比32.3%減）、営業利益4,587千円（前連結会計年度は営業損失67,023千円）となりました。

その他の事業の売上には従前の商品であるVブロックスプレーの販売、イベント関連等が含まれておりますが、Vブロックスプレーの販売数が減少したこと、また前連結会計年度はビニールハウス関連の売上が51,400千円あったため、売上高は前連結会計年度比で減少しました。

当前連結会計年度初めより報告セグメントを変更しており、前連結会計年度に「その他」セグメントに含めておりました「アクア事業」につきましては、売上の重要性が増したため、新たに「ハウスプロデュース事業」セグメントを新設し、また当連結会計年度において連結子会社となりました㈱メディカルサポートの事業につきましても、新たに「メディカル事業」セグメントとして報告セグメントを設けております。

なお、前連結会計年度まで「コスメ衛生関連事業」を報告セグメントとして設けておりましたが、事業規模の縮小に伴い、当連結会計年度より「その他の事業」セグメントに含めております。

下記の数値は組替後の数値であります。

・事業別売上高

| 事業区分        | 第60期<br>(2024年3月期) |       | 第61期<br>(2025年3月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比増減 |       |
|-------------|--------------------|-------|---------------------------------|-------|------------|-------|
|             | 金額                 | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額         | 増減率   |
| 建設事業        | 675百万円             | 70.2% | 1,323百万円                        | 74.1% | 647百万円     | 95.9% |
| ハウスプロデュース事業 | 138                | 14.4  | 228                             | 12.8  | 90         | 65.3  |
| メディカル事業     | —                  | —     | 133                             | 7.5   | 133        | —     |
| その他の事業      | 148                | 15.4  | 100                             | 5.6   | △48        | △32.3 |
| 合計          | 962                | 100.0 | 1,785                           | 100.0 | 823        | 85.5  |

(注)・第60期(2024年3月期)につきましては、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

- ② 設備投資の状況  
重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当社グループは当連結会計年度中に、グループの運転資金として、金融機関等より、898百万円の調達を実施しました。
- ④ 重要な組織再編等の状況  
当連結会計年度において簡易株式交換により、(株)メディカルサポートの完全子会社化を行い「メディカル事業」として新たな報告セグメントを設定しております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 58 期<br>(2022年3月期) | 第 59 期<br>(2023年3月期) | 第 60 期<br>(2024年3月期) | 第 61 期<br>(2025年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                | 262                  | 113                  | 962                  | 1,785                             |
| 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)       | △920                 | △425                 | △595                 | △570                              |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | △992                 | △439                 | △590                 | △897                              |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)        | △3.95                | △1.70                | △2.22                | △3.07                             |
| 総 資 産(百万円)                | 1,140                | 423                  | 1,362                | 2,950                             |
| 純 資 産(百万円)                | 714                  | 257                  | 324                  | 29                                |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 2.66                 | 0.96                 | 1.15                 | 0.06                              |

- (注) ・ 1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- ・ 第58期(2022年3月期)、第59期(2023年3月期)、第60期(2024年3月期)につきましては、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資本金又は<br>出 資 金 | 当社の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                               |
|-------------------|----------------|--------------|---------------------------------------------|
| 巧 栄 ビ ル ド 株 式 会 社 | 90百万円          | 100.0%       | 注文住宅の受注・監理・施工及びリフォーム工事<br>不動産の売買、あっ旋、仲介及び管理 |
| 株 式 会 社 創 建 メ ガ   | 9              | 100.0        | 除菌・抗菌関連商品の仕入及び販売等                           |
| 株式会社メディカルサポート     | 0.1            | 100.0        | 美容整形クリニックの業務支援等                             |

- (注) ・当連結会計年度において株式会社メディカルサポートの全株式を取得したことから、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。
- ・クリア建設株式会社は休眠会社の状態のため、重要な子会社から除外しております。
  - ・当連結会計年度の末日における特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、旧経営陣の元、当社子会社であるクリア建設(株)並びに巧栄ビルド(株)において、2021年9月から2023年6月までの間で、不正な取引があることが判明し、過去の誤謬の訂正を行うことといたしました。この事実を真摯に受け止め、特別調査委員会による調査報告書における指摘事項を勘案し、より一層のコンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等の内部統制の強度を高めるとともに、二度とこのような事態が発生しないような体制を構築し、信頼回復に努めてまいります。

その実現のため、まず社内の役職員の意識改革が必要であり、当社に求められている社会的使命を各自が十分認識したうえで、事業基盤を確立すべく、次のような取り組みを行ってまいります。

#### ①コンプライアンス意識の醸成

今回の不適切な取引に至った主な原因として、コンプライアンス意識の欠如が指摘されておりますので、全役職員に対し、徹底した法令順守の思想、教育を行っていくとともに、外部の研修も利用し、コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

#### ②会計処理に関する知識の向上

今回の不適切な取引において、子会社の役職員の当該取引におけるリスクの把握や品質管理・会計処理に対するリテラシーの欠如も指摘されております。業務に関する理解、会計処理

に関する理解等、最低限の知識の習得を進めるため、全社的に教育並びに研修を実施してまいります。

### ③内部統制の一層の充実

今回の事案につきましては、内部統制が機能していたとはいえ、旧経営陣による不正行為を止めるに至りませんでした。二度とこのような事態を起こさぬよう、より一層の内部統制の強化が必要と認識しております。内部監査室及び監査役監査のさらなる整備、監査法人ともより連携した管理体制を構築すべく、実効性の高い業務管理等を実施してまいります。

以上に加え、当社グループの以下の現状の課題を認識しております。

当社グループは営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益に関しまして、赤字から未だ脱却できず、財務基盤が脆弱となっております。故に、早急に黒字が確保できる体制を構築することを最優先の課題であると認識しております。当該状況を改善するためには、祖業である建設事業においてもリストラクチャリングを敢行するとともに、当社グループの土台を固め、新規事業についても積極的に取り組んでまいります。しかしながらこれらの事業を推進していくうえで重要となる人員やインフラ設備等の費用の増加、激変する業界の動向等によって各事業の悪化が懸念されることから、現在の収益状況を改善し継続できるかについて、確信できるまでには至っておりません。そのため、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

上記の事を認識したうえで、当社は当該状況を解消すべく、引き続き収益体質および営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じてまいります。

### ①営業利益及びキャッシュ・フローの良化

前連結会計年度に引き続き、当社の既存事業、各案件、販管費等の精査を行い、継続的に原価の低減、無駄の削減、売上の向上を図り利益率の向上を進めてまいります。

### ②事業領域の拡大

収益性の高い新規事業への参入、M&Aの実施等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めます。

### ③資金調達策の拡充

随時借入実行により資金調達を行っております。今後も財務体質改善のために、資金調達先の確保等を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業区分        | 事業内容                    |
|-------------|-------------------------|
| 建設事業        | 建設工事業、住宅のリフォーム・メンテナンス工事 |
| ハウスプロデュース事業 | ナノバブル発生装置、簡易サウナ等の販売     |
| メディカル事業     | 美容整形クリニックの業務支援等         |

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 当社            | 本社：東京都新宿区 |
| 巧栄ビルド株式会社     | 本社：東京都新宿区 |
| 株式会社創建メガ      | 本社：東京都新宿区 |
| 株式会社メディカルサポート | 本社：東京都新宿区 |

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------|-------------|
| 建設事業        | 14名  | 6名減         |
| ハウスプロデュース事業 | 6    | 4名増         |
| メディカル事業     | 6    | 6名増         |
| その他の事業      | —    | 2名減         |
| 全社(共通)      | 8    | 7名減         |
| 合計          | 34名  | 5名減         |

- (注) ・当連結会計年度において報告セグメントを組み替えておりますので、前連結会計年度末比増減数は組替後の人数を表示しております。  
・全社(共通)に記載された人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|------|--------|
| 14名  | 5名減       | 51歳  | 4.2年   |

**(8) 主要な借入先の状況**（2025年3月31日現在）

| 借入先         | 借入金残高    |
|-------------|----------|
| 株式会社 キャピタル  | 1,208百万円 |
| 株式会社 きらぼし銀行 | 500      |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当連結会計年度において、当社は過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、特別調査委員会を設置し、調査を行った結果、過年度において経済実態を反映しない売上高の計上があることが判明しました。

当社は特別調査委員会からの提言を踏まえ、再発防止策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に真摯に取り組み、再発防止に努めてまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 297,651,756株  
(注) 簡易株式交換により、発行済株式の総数は21,000,000株増加しております。
- ③ 株主数 19,529名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                           | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 西 山 由 之                                                         | 22,946千株 | 7.7%    |
| 松 林 克 美                                                         | 22,142   | 7.4     |
| ス ペ ー ス 投 資 事 業 組 合                                             | 9,226    | 3.1     |
| 五 十 畑 輝 夫                                                       | 8,023    | 2.7     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                 | 6,775    | 2.3     |
| 仲 榮 眞 正 雄                                                       | 4,000    | 1.3     |
| 石 関 隆 之                                                         | 3,065    | 1.0     |
| 谷 口 健 次                                                         | 2,905    | 1.0     |
| 田 谷 廣 明                                                         | 2,799    | 0.9     |
| BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/UOB<br>KAY HIAN PRIVATE LIMITED | 2,612    | 0.9     |

- (注) ・持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
・持株比率は、自己株式 (16,231株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況

### 第26回新株予約権（第2回有償ストックオプション）

|                                        |                               |
|----------------------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2021年12月14日                   |
| 新株予約権の数(個)                             | 198,500                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)              | 普通株式19,850,000（注1）            |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 52.8（注2）                      |
| 新株予約権の行使期間                             | 2022年1月14日～2032年1月9日          |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価額52.8（注2）<br>資本組入額26.4（注3） |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注4）                          |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 当社取締役会の承認を要するものとします。          |
| 割当先                                    | 当社及び当社100%子会社の役員及び使用人         |

（注1） ・新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式（完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注2) ・新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会決議日の前日取引日の終値に対し110%を乗じた金52.8円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注3) ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) ・新株予約権の行使条件について

①本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む20取引日の平均値が一度でも行使価額

(但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とする。)に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤上記条件の他、本新株予約権の発行要項以外に割当先との間で締結する新株予約権割当契約において、行使に関する条件として、以下のものが定められている。

- (a) 行使期間における行使開始日(2022年1月14日)から1年間あたり(以下、2年目以降同様。)新株予約権の割当数量の行使できる最大数を当初の割当数量の30%(行使残数がそれ以下の場合、その数量とする。)までとする。
- (b) 権利喪失事由として、禁固以上の刑に処せられた場合及び就業規則その他の社内規則等に違反並びに背信行為等により懲戒解雇又は辞職・辞任した場合、当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位         | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                           |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>兼 社 長 | 西 山 由 之   | 株式会社ナック 名誉会長<br>株式会社センカク 代表取締役会長<br>巧栄ビルド株式会社 取締役<br>株式会社メディカルサポート 代表取締役社長<br>株式会社絆ジャパン 代表取締役会長兼社長<br>一般社団法人西山美術館 代表理事・館長<br>一般社団法人日本経済団体連合会 常任幹事 |
| 代表取締役専務          | 鈴 木 一 好   | 株式会社創建メガ 代表取締役<br>株式会社創建鋤山 取締役                                                                                                                    |
| 取 締 役            | 南 條 和 広   | 株式会社スター 代表取締役                                                                                                                                     |
| 取 締 役            | 日 下 部 隆 久 |                                                                                                                                                   |
| 取 締 役            | 高 津 正 好   | 行政書士エム・ビー・コンサルティング 所長<br>合同会社ブレイン・インフィニティ 代表社員<br>GATES GROUP株式会社 監査役                                                                             |
| 取 締 役            | 佐 野 美 和   | 株式会社チェリーブLOSSAMインターナショナル 代表取締役<br>ショッピングピエロ株式会社 代表取締役                                                                                             |
| 取 締 役            | 古 賀 亜 利 沙 | 株式会社AMICUS 取締役<br>Amicus Global Myanmar Co., Ltd. CEO/Managing<br>Director<br>株式会社グローバルワークス 代表取締役CEO                                              |
| 常 勤 監 査 役        | 山 崎 郁 生   |                                                                                                                                                   |
| 監 査 役            | 根 田 正 樹   | 学校法人高岡第一学園 高岡法科大学 学長                                                                                                                              |
| 監 査 役            | 會 田 幸 雄   | 會田幸雄公認会計士事務所 所長                                                                                                                                   |
| 監 査 役            | 菅 野 浩 子   | 日本古典文学研究所 所長<br>田母神事務所 所長<br>インゴット大学進学塾 代表                                                                                                        |

- (注) ・取締役高津正好氏及び佐野美和氏並びに古賀亜利沙氏は、社外取締役であります。
- ・監査役山崎郁生氏は、常勤社外監査役であり、根田正樹氏、會田幸雄氏並びに菅野浩子氏は、社外監査役であります。
- ・当社は、社外取締役古賀亜利沙氏及び社外監査役菅野浩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・監査役山崎郁生氏は、上場会社の管理部門責任者を歴任し、ガバナンス、監査体制等企業運営に関する知見を有しております。

- ・ 監査役根田正樹氏は、国際商取引学会理事、日本法政学会理事等を歴任してきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役會田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・ 監査役菅野浩子氏は、長年にわたる企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された報酬の限度額内で、各職責、当社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み、同様とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬は定めず、翌年の基本報酬に反映させることとする。

### 3. 報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記のとおり、当社の取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬や、非金銭報酬等については定めないことから、取締役に対しては、その報酬全額を基本報酬（金銭報酬）として支払う。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の<br>総 額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|----------------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                      | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 88百万円<br>(4百万円)      | 88百万円<br>(4百万円) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 7名<br>(3名)            |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5百万円<br>(5百万円)       | 5百万円<br>(5百万円)  | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 4名<br>(4名)            |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 93百万円<br>(9百万円)      | 93百万円<br>(9百万円) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 11名<br>(7名)           |

- (注) ・取締役の報酬限度額は、1998年6月26日第34回定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）です。
- ・監査役の報酬限度額は、1992年6月29日第28回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- ・取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長兼社長 西山由之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額です。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役会長兼社長が適していると判断したためであります。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・高津正好氏は、行政書士エム・ビー・コンサルティングの所長であり、合同会社ブレイン・インフィニティ代表社員、GATES GROUP株式会社監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

- ・ 佐野美和氏は、株式会社チェリーブLOSSAMインターナショナルの代表取締役であり、ショッピングピエロ株式会社代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 古賀亜利沙氏は、株式会社AMICUSの取締役であり、Amicus Global Myanmar Co., Ltd.CEO/Managing Directorであり、株式会社グローバルワークスの代表取締役CEOであります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 根田正樹氏は、学校法人高岡第一学園 高岡法科大学の学長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 會田幸雄氏は、會田幸雄公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 菅野浩子氏は、インゴット大学進学塾の代表であり、日本古典文学研究所の所長であり、田母神事務所の所長であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                  | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>取締役 高津 正好  | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。<br>行政書士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                  |
| 社外<br>取締役 佐野 美和  | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。<br>企業経営者としての経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に行政、投資家からの見え方やメディア対応等について専門的な立場から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                   |
| 社外<br>取締役 古賀 亜利沙 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。<br>複数の企業経営や海外での事業展開を行ってきた経営者としての経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                  |
| 社外<br>監査役 山崎 郁生  | 2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に、また、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。<br>上場会社の管理部門で培ってきた企業運営に関する知見を活かし、ガバナンスの観点等から当社監査体制の強化について適宜、必要な発言を行っております。                                   |
| 社外<br>監査役 根田 正樹  | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に、また、監査役会13回のうち9回に出席いたしました。<br>日本法政学会理事や高岡法科大学学長など、これまで歴任してきた経験から、取締役会では意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外<br>監査役 會田 幸雄  | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                |

|                | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>監査役 菅野浩子 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる様々な業務の経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p> |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 公認会計士 柴田 洋・公認会計士 大瀧 秀樹
- ② 報酬等の額

|                                     |                     |
|-------------------------------------|---------------------|
|                                     | 公認会計士<br>柴田 洋・大瀧 秀樹 |
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30百万円               |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円               |

- (注) ・当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ・監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人、公認会計士柴田洋・公認会計士大瀧秀樹は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の基本方針としており、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、下記のコンプライアンス体制を整備しています。

- ・ 社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役員及び使用人が「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
- ・ 必要に応じて役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
- ・ 定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
- ・ 「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っており、緊急事態が生じた場合の危機管理対応を整備しています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に整えるとともに、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう努めております。なお、不測の事態に際しては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を速やかに立ち上げ、企業全体として適切な対応と早期解決が図れるよう心がけております。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う重要な事項又は必要と思われる場合については、当社の取締役会の承認を得る体制を運用しております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、子会社の損失の危険に関する規定を設けておりませんが、当社と本社を同一とする子会社については当社取締役会による危機管理が行われ、当社と本社を同一としない子会社については内部統制担当者による普段の管理による当社取締役会への報告体制を運用しております。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う経営に関しては、原則として当該子会社の自主性を尊重するよう定めております。

ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社の定めるコンプライアンスを経営の基本方針を遵守するよう努めております。

- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し子会社の全役員及び使用人が「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
- ・必要に応じて子会社の役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
- ・定期的な子会社の内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
- ・「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。

ホ. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を整備し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配備を行います。また、当該使用人の任務・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項につきましては、監査役の職務を補助する使用人を採用するに当たり、監査役と協議のうえ、監査役の指示の実効性の確保を行います。

- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役が定期的に取り締役又は使用人から職務執行について報告を受けることができる体制を整備し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に直接報告ができる体制を運用しております。当社は、監査役がこれらの報告に適宜対応できるよう、当社の内部監査室、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報者保護規定」を制定し、報告者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと定め、これを運用しております。

- ⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理につきましては、適正額（実額）をもって対応することとしております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制となっています。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、運用しております。また、定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。さらに「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を運用しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社は、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に運用し、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう行っています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を運用しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

イ. 子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する事項の運用状況

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う重要な事項又は必要と思われる場合については、当社の取締役会の承認を得る体制を運用しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況

当社は、子会社の損失の危険に関する規定を設けておりませんが、当社と本社を同一とする子会社については当社取締役会による危機管理が行われ、当社と本社を同一としない子会社については内部統制担当者による普段の管理による当社取締役会への報告体制を運用して

います。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、「子会社管理規定」に基づき、子会社が行う経営に関しては、原則として当該子会社の自主性を尊重するよう行っています。

二. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

子当社は、当社の定めるコンプライアンスを経営の基本方針を遵守するよう行っています。また、定期的な子会社の内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。

ホ. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、子会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を運用し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はいません。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制の運用状況

当社は、監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行について報告を受けることができる体制を運用し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制の運用状況

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に直接報告ができる体制を運用しております。当社は、監査役がこれらの報告に適宜対応できるよう、当社の内部監査室、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役の職務を補助しています。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況  
当社は、「内部通報者保護規定」を制定し、報告者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと定め、これを運用しております。
- ⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況  
当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理につきましては、適正額（実額）をもって対応しています。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況  
財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保を行っています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況  
当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制を運用しています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収への対抗措置」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策のひとつと考えており、業績に応じた適正な成果の配分を行うことを基本としております。この方針のもと、配当につきましては安定配当を基本とし、期毎の収益状況、配当性向等を勘案して、利益処分を実施していきたいと考えております。

しかしながら、利益剰余金がマイナスとなっていることから、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

抜本的な構造改革により、適正規模のもとで安定的な収益を見込める事業構造、経営体制を確立することで、早期の復配を目指す所存であります。

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋公認会計士、大瀧秀樹公認会計士の監査方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人柴田洋公認会計士、大瀧秀樹公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (4) 後発事象

連結計算書類の連結注記表「12.重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しており、当連結会計年度において誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金の金額の修正をしている。また、特別調査委員会の特別調査費用について、特別損失に特別調査費用引当金繰入額90,968千円を計上している。

2025年7月29日

株式会社 創 建 エ ー ス 監 査 役 会  
常勤社外監査役 山 崎 郁 生 ㊟  
社 外 監 査 役 根 田 正 樹 ㊟  
社 外 監 査 役 會 田 幸 雄 ㊟  
社 外 監 査 役 菅 野 浩 子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役 西山由之、鈴木一好、南條和広、高津正好、佐野美和及び古賀亜利沙の各氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏名     | 現在の地位      | 取締役<br>在任年数 |
|-------|----|--------|------------|-------------|
| 1     | 再任 | 西山 由之  | 代表取締役会長兼社長 | 2年2か月       |
| 2     | 再任 | 鈴木 一好  | 代表取締役専務    | 2年2か月       |
| 3     | 再任 | 南條 和広  | 取締役        | 2年2か月       |
| 4     | 再任 | 高津 正好  | 社外取締役      | 2年2か月       |
| 5     | 再任 | 佐野 美和  | 社外取締役      | 2年2か月       |
| 6     | 再任 | 古賀 亜利沙 | 社外取締役      | 2年2か月       |

- (注) 1. 西山由之氏は、株式会社キャピタルの代表取締役社長を兼務し、当社は同社より資金の借入等の取引関係があります。また同氏は株式会社絆ジャパンの代表取締役会長兼社長を兼務し、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高津正好氏、佐野美和氏及び古賀亜利沙氏は、社外取締役候補者です。
4. 当社は、古賀亜利沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、独立役員として指定する予定です。
5. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各社外取締役の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

1

にし やま よし ゆき  
**西山 由之** (1942年1月1日生)

所有する当社の株式数 22,946,500株

取締役会出席状況 15/15回

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

1971年 5月 株式会社ナック設立 代表取締役 2022年12月 株式会社絆ジャパン 代表取締役会  
2011年 6月 株式会社ナック 名誉会長 (現任) 長兼社長 (現任)  
2011年 6月 一般社団法人西山美術館設立 代表理事 2023年 6月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)  
事・館長 (現任)  
2018年 3月 株式会社センカク 代表取締役会長  
(現任)

**[重要な兼職の状況]**

株式会社ナック 名誉会長  
株式会社センカク 代表取締役会長  
株式会社絆ジャパン 代表取締役会長兼社長  
一般社団法人西山美術館 代表理事・館長  
一般社団法人日本経済団体連合会 常任幹事  
巧栄ビルド株式会社 取締役 (当社子会社)  
株式会社メディカルサポート 代表取締役社長 (当社子会社)

**取締役候補者とした理由**

東証プライム市場に上場する株式会社ナックを創業し、もって生まれた営業センスを活かし大企業に育て上げた実績を有しております。その他、複数の事業活動に現在も精力的に取り組んでおり、様々な事業を具体化させ当社の更なる発展のため、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者と致しました。

候補者番号

2

すず き かず よし  
**鈴木 一好** (1966年2月17日生)

所有する当社の株式数 0株

取締役会出席状況 13/15回

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

1993年10月 株式会社ナック 入社  
2021年 4月 株式会社絆ジャパン 常務取締役  
2023年 6月 当社取締役  
2024年10月 当社代表取締役専務 (現任)

**[重要な兼職の状況]**

株式会社創建メガ 代表取締役 (当社子会社)  
株式会社創建鋳山 取締役 (当社子会社)

**取締役候補者とした理由**

当社グループの事業統括責任者としての事業推進及び経営企画に関し、業容拡大が期待できるとして、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者と致しました。

候補者番号

3

なん じょう かず ひろ  
**南 條 和 広** (1971年5月3日生)

所有する当社の株式数 0株  
取締役会出席状況 15/15回

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

1994年 4月 株式会社ナック 入社  
2021年10月 株式会社スター設立 代表取締役  
(現任)  
2023年 6月 当社取締役 (現任)

**[重要な兼職の状況]**

株式会社スター 代表取締役

**取締役候補者とした理由**

企業の財務や事業及び管理業務に従事してきた経験を活かし、当社グループの管理部門統括責任者として、引き続き選任をお願いしたく取締役候補者と致しました。

候補者番号

4

た か っ ま さ よ し  
**高 津 正 好** (1977年7月25日生)

所有する当社の株式数 0株  
取締役会出席状況 15/15回

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

2008年 1月 行政書士エム・ビー・コンサルティング開業所長 (現任)  
2013年 7月 合同会社ブレイン・インフィニティ  
代表社員 (現任)  
2019年11月 GATES GROUP株式会社 監査役  
(現任)  
2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

**[重要な兼職の状況]**

行政書士エム・ビー・コンサルティング 所長  
合同会社ブレイン・インフィニティ 代表社員  
GATES GROUP株式会社 監査役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

行政書士として長年活躍された経験を活かし、社外取締役として客観的な意見や思考を取締役に提案頂けることが期待でき、機能向上が図れるため、引き続き選任をお願いしたく社外取締役候補者と致しました。

候補者番号

5

佐野 美和 (1966年12月16日生)

所有する当社の株式数 0株  
取締役会出席状況 15/15回

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

1995年 5月 八王子市議会議員（～2001年）  
2007年 1月 株式会社チェリーブロッサムインターナショナル 代表取締役（現任）  
2022年 6月 ショッピングピエロ株式会社 代表取締役（現任）  
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

**[重要な兼職の状況]**

株式会社チェリーブロッサムインターナショナル 代表取締役  
ショッピングピエロ株式会社 代表取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

企業経営について実績があるほか、社外取締役として客観的な意見や思考を取締役に提案頂けることが期待でき、機能向上が図れるため、引き続き選任をお願いしたく社外取締役候補者と致しました。

候補者番号

6

古賀 亜利沙 (1986年11月10日生)

所有する当社の株式数 0株  
取締役会出席状況 15/15回

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

2014年12月 株式会社AMICUS 取締役（現任）  
2019年 3月 Amicus Global Myanmar Co., Ltd. CEO/Managing Director（現任）  
2019年 5月 株式会社グローバルワークス 代表取締役CEO（現任）  
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

**[重要な兼職の状況]**

株式会社AMICUS 取締役  
Amicus Global Myanmar Co., Ltd. CEO/Managing Director  
株式会社グローバルワークス 代表取締役CEO

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

企業経営について実績があるほか、社外取締役として客観的な意見や思考を取締役に提案頂けることが期待でき、機能向上が図れるため、引き続き選任をお願いしたく社外取締役候補者と致しました。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である柴田洋（柴田公認会計士事務所）及び大瀧秀樹（大瀧公認会計士事務所）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会がプログレス監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制等を有していること、また、当社とのコミュニケーションを通じた事業内容の理解や監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、同監査法人が当社に適した効率的かつ効果的な監査業務を遂行できると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

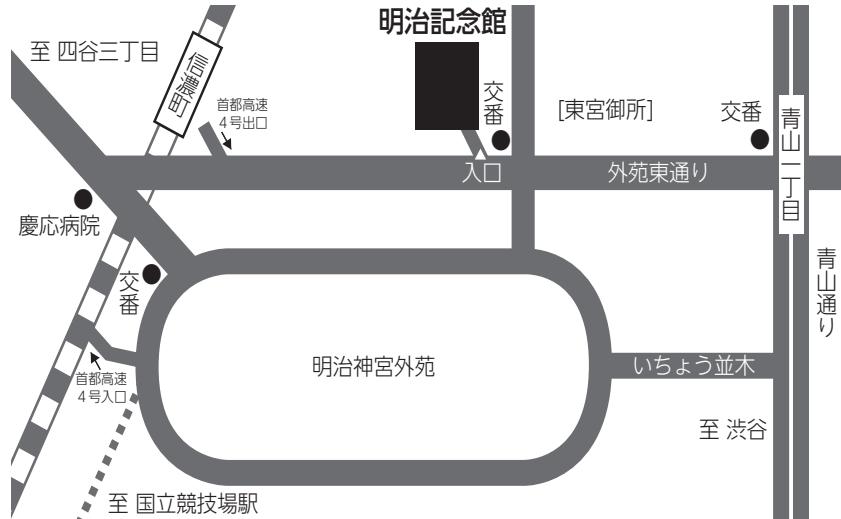
|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | プログレス監査法人                                                                          |
| 事 務 所 | 主たる事務所 東京都豊島区西池袋1丁目9番11号<br>カーサ池袋209号<br>従たる事務所 大阪府大阪市中央区北浜1丁目1番14号<br>北浜1丁目平和ビル8階 |
| 沿 革   | 設立 2024年12月13日                                                                     |
| 概 要   | 出資金 500万円<br>構成人員 代表社員 2名<br>社員 4名<br>公認会計士 4名<br>その他 3名<br>合計 13名                 |

以 上

## 株主総会 会場ご案内図

会場

東京都港区元赤坂2丁目2番23号  
明治記念館 孔雀の間



- JR中央・総武線【信濃町駅】下車徒歩3分
- 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線【青山一丁目駅】下車（2番出口）徒歩6分
- 地下鉄 大江戸線【国立競技場駅】下車（A1出口）徒歩6分